

2008. 5. 6

淀川水系流域委員会様

宇治市菟道
山岡 久和

委員会審議のあり方について（意見）

この委員会において、よくぞ「原案」を見直し、再提示されるよう求められましたことに敬意をもって賛同する立場で意見を述べさせていただきます。

先ず、この第三次委員会発足のあり方については、幅広い意見を少なくするために委員の定数を減らし、前回までの選考と違い河川管理者による都合のよい選考であったことにあります。

その結果、第二次委員会までの審議内容や「とりまとめ」、「答申」、等に至った河川管理者の説明と提出資料を理解することも無く、この度、河川管理者が整備方針を受け「原案」として出されたことから出発していることにあります。

この「原案」が、河川管理者が設置した淀川水系流域委員会と共に検討してきた基礎案に至る6年間の審議を無視して旧河川法の治水と利水に立脚した後退した内容であることは全国の誰もが感じています。

そのため第三次委員会のこれまでの審議内容はどれも深みも無く、治水については専門委員としての具体的な意見も無く、環境については付け足し程度の審議内容であり時間だけが過ぎてゆきました。

その為、委員長が審議を深めるために今までの審議されてきた内容の一部を補足されていることが目立ち、河川管理者と委員長ばかりが発言しているように見えていました。（これは、第三次委員会に期待した河川管理者の狙いであったように思えます。）

今回の委員は、発言も少なく、発言されても深みも無く、何のために委員になられ、委員会に出席されているのか疑問でしたが、これは河川管理者があえて6年間の検討を無視して旧河川法に立脚した「原案」を提示したからにほかなりません。

河川管理者は、本来ならば第一、二次委員会と積み重ねてきた内容と、レビュー委員会でもいただいた意見を反映したものでなければならないからであります。

後退した内容の「原案」では、環境が欠落しているため、環境専門の委員が発言する機会がありませんでした。

十分な審議をさせずに河川管理者が委員会の意見を求めることについて、ここに委員長の「意見（たたかれ）案」が半ば強引に出され誘導された結果、審議が活発にな

り、それぞれの委員のスタンスがはじめて一般住民に明らかになってきましたことは良いことでありました。

主に治水の審議においては、「原案」賛成の立場の意見を今までほとんど発言が無かった専門委員が審議の進行に妨げになるほど発言をされるようになりましたが、その内容は意見案について、言葉の揚げ足をとる程度の論理的に説明の出来ない低俗なものでありましたが、この発言は、河川管理者の言いなりで、学者としての理論的見解も無く「木を見て森をみず」とも言える学者として汚点であり、絶対に議事録に残しておいていただきたい。

(私は委員会に審査していただきたいことがあります、河川管理者の言いなりのこの専門委員達に、宇治川山科川合流地点と宇治地点および塔の島地区における1, 500 m³/S 流量の計算根拠の解明を求め、多くの市民が不安に思っている1, 500 m³/S 改修の問題点を十分に審査していただきたいのですが、河川管理者同様に無駄なような気がしてなりません。)

とくに目立ったのは治水専門委員の新河川法とは程遠い発言であります。しかし、この治水問題は深さの違いはあっても全ての委員が理解することが必要であり、治水とのバランスと課題のかかわりが大きく、今後の審議においても避けてとおれません。

この際、原則として、委員は全員出席で、「基礎案」、「原案」、について、前回までの治水専門委員と河川管理者を含め、公開の場で時間をかけて徹底討論をしていただき、実態を明らかにして少なくとも委員会としてある程度は共通認識を持つべきだと思います。(是非実現していただきたい。)

今のままでは、委員会はこの治水の異なる意見が審議のほとんどになり、ほかの課題で審議をしても、又、治水について蒸し返しが起こり、環境等の専門委員の意見が反映されず審議時間がなくなってしまい多くの人々が期待している利水、環境や住民意見の聴取・反映等、その他多くの課題について十分な審議がほとんど出来なくなることが心配です。

委員会は新河川法に基づいて審議をするべきです。委員は新河川法に基づき専門知識を展開すべきであります。新河川法では、治水と環境は切り離して考えるべきではありません。

淀川水系流域委員会は、全国の多くの人々が注目をしています。良心のある委員の更なる奮闘を期待します。